

島根原子力発電所 サイトバン建物の巡視業務の未実施 に係る検査状況

令和3年2月15日
原子力規制庁
島根原子力規制事務所

○違反の概要

- ・今回、サイトバン力建物の巡視を行っていないにも係らず、巡視をしたとする報告を行っていたことが判明した。

○巡視実施に係る根拠規定

- ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉則」という。）第80条（発電用原子炉施設巡視及び点検）並びに保安規定第13条（巡視点検）において、「毎日1回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設を巡視させ、点検を行わせること」が定められている。

○違反の区分 : 監視

【参考:判定区分等】

- ・事業者の安全確保の水準を高めるため、事業者の取組について、検査等を通じて把握した点を評価し、検査結果を公表。
 - ・改善すべき点について、原子力安全に及ぼす影響の程度に応じ判定し、電力事業者に対応を求める。
 - ・判定区分は、重い順に、「違反1」、「同2」、「同3」及び「監視」の4段階
- 違反1～3の場合 ⇒ 是正の指示等を出し事業者に実施させる
監視の場合 ⇒ 改善の取組みを事業者が自主的に行う
(原子力規制委員会はその状況を確認),

中国電力が策定した再発防止対策 に関する確認概要

○中国電力が策定した再発防止対策に関する確認概要

(1) 毎日の巡視時に撮影される現場写真の記録等

- ・巡視員が巡視を確實に実施したことを確認できるよう、巡視時に現場写真を撮影し、これを活用して管理者（当直長）へ業務報告・引継を行う方法を今回追加し、実施していた

○中国電力が策定した再発防止対策に関する確認概要

(2) 中国電力による委託先の管理状況

- ・中国電力は、管理職が定期的に協力会社の活動に立会し、また委託先補助運転員(新入社員)の力量確認を行っていた
- ・委託先からの懸案・改善・要望事項を取り込み、委託担当部署以外の部長による確認を受けていた
- ・委託業務が保安規定に基づく業務であることを、業務委託仕様書に明記していた

○中国電力が策定した再発防止対策に関する確認概要

(3) 教育の実施状況

- ・関係法令と巡視業務の重要性、またモチベーション維持を目的とした教育等を行っていた
- ・その実施状況について以下の書類等により確認した（実施報告書、参加者名簿、教育資料、理解度確認テスト、アンケート）

○中国電力が策定した再発防止対策に関する確認概要

(4) 意識面の改善に向けた取組状況

- ・協力会社は積極的に提案を行い、事業者もそれを受け業務の改善に向け検討を行っていた
- ・このように、積極的な情報交換が行われており、事業者、協力会社の双方で、より安全を図ることを意識し行動をとるよう変わりつつあることを確認した

○中国電力が策定した再発防止対策に関する確認概要

(5) 社内規定の改正状況

- ・委託先を管理し牽制を強化するため、巡視報告の内容、
巡視頻度等に関する以下の規定について改正していた
(巡視点検要領書、運転管理手順書、運転業務委託管
理手順書等)

○中国電力が策定した再発防止対策に関する確認概要

(6) これまで実施された取組の有効性評価

- ・中国電力は、再発防止策の策定後、令和3年1月末まで実施した取組について、有効性評価を実施していた

今回問題となった巡視業務 に関する確認概要

○巡回点検実施状況に関する確認概要

(1) 巡視点検記録(毎日作成)

- ・協力会社運転員が巡回時に作成したパトロールシートとともに、現場写真を撮影する方法を追加していた
- ・また、それを事業者運転員がチェックするとともに、管理者(当直長)の引継の際に活用し、そのやりとりを当直長引継メモに証拠となるよう残していた

○巡視点検実施状況に関する確認概要

(2) 巡視点検記録と管理区域入域記録の突き合わせによる、確実な巡視実施

- ・管理区域への入域記録を活用して、確実に巡視が実施されているか確認する方法へ変更していた
- ・巡視点検実施者と管理区域入域記録の氏名が一致しており、また入域時間が相応の時間であることを確認した

○巡視点検実施状況に関する確認概要

事業者が実施した(1)(2)の実施状況の確認に加え、協力会社運転員が行う巡視点検への立会い及びインタビューを実施

- ・協力会社巡視員が実施する巡視業務に、規制事務所の検査官が同行し、その実施状況を直接確認した
- ・その中で、巡視員が各設備を点検する際に、巡視員に対しその設備を点検する根拠について聞き取りをした
- ・また今回の違反案件の周知状況についても聞き取りを行い、その認識等について確認した